

平成 25 年 度

箕 輪 町 予 算 書

目 次

一 般 会 計 予 算	1
国 民 健 康 保 險 特 別 会 計 予 算	11
後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	19
介 護 保 險 特 別 会 計 予 算	23
水 道 事 業 会 計 予 算	29
下 水 道 事 業 会 計 予 算	33

平成 25 年 度

箕 輪 町 一 般 会 計 予 算

議案第24号

平成25年度箕輪町一般会計予算

平成25年度箕輪町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,940,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月4日 提出
箕輪町長 平澤豊満

平成25年3月 日
箕輪町議会議長 下原甲子人

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 町税		3,284,784
	01 町民税	1,440,312
	02 固定資産税	1,564,554
	03 軽自動車税	66,390
	04 町たばこ税	180,423
	10 入湯税	33,105
02 地方譲与税		117,000
	01 地方揮発油譲与税	34,000
	02 自動車重量譲与税	83,000
03 利子割交付金		8,000
	01 利子割交付金	8,000
04 配当割交付金		5,000
	01 配当割交付金	5,000
05 株式等譲渡所得割交付金		1,500
	01 株式等譲渡所得割交付金	1,500
06 地方消費税交付金		278,000
	01 地方消費税交付金	278,000
08 自動車取得税交付金		25,000
	01 自動車取得税交付金	25,000
11 地方特例交付金		16,000

(単位 千円)

款	項	金 額
	01 地方特例交付金	16,000
12 地方交付税		1,800,000
	01 地方交付税	1,800,000
13 交通安全対策特別交付金		3,000
	01 交通安全対策特別交付金	3,000
14 分担金及び負担金		232,783
	01 分担金	20,171
	02 負担金	212,612
15 使用料及び手数料		54,508
	01 使用料	40,185
	02 手数料	14,323
16 国庫支出金		551,026
	01 国庫負担金	465,381
	02 国庫補助金	80,224
	03 委託金	5,421
17 県支出金		367,569
	01 県負担金	209,099
	02 県補助金	98,655
	03 委託金	59,815
18 財産収入		12,698

(単位 千円)

款	項	金額
	01 財産運用収入	12,698
19 寄附金		1,103
	01 寄附金	1,103
20 繰入金		323,081
	01 特別会計繰入金	1,100
	02 基金繰入金	301,100
	03 財産区繰入金	20,881
21 繰越金		330,000
	01 繰越金	330,000
22 諸収入		395,348
	01 延滞金加算金及び過料	3,133
	02 預金利子	40
	03 貸付金元利収入	279,320
	05 雑入	112,855
23 町債		1,133,600
	01 町債	1,133,600
歳 入 合 計		8,940,000

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 議会費		107,213
	01 議会費	107,213
02 総務費		972,188
	01 総務管理費	761,801
	02 徴税費	135,609
	03 戸籍・住民基本台帳費	37,186
	04 選挙費	24,789
	05 統計調査費	1,945
	06 監査委員費	10,858
03 民生費		2,786,992
	01 社会福祉費	922,569
	02 児童福祉費	1,864,423
04 衛生費		1,082,041
	01 保健衛生費	816,542
	02 清掃費	265,499
06 農林水産業費		513,648
	01 農業費	448,097
	02 林業費	65,551
07 商工費		474,287
	01 商工費	474,287

(単位 千円)

款	項	金額
08 土木費		913,255
	01 土木管理費	65,732
	02 道路橋梁費	277,688
	03 河川費	1,700
	04 都市計画費	565,404
	05 住宅費	2,731
09 消防費		329,274
	01 消防費	329,274
10 教育費		767,375
	01 教育総務費	168,077
	02 小学校費	235,256
	03 中学校費	98,912
	06 社会教育費	218,834
	07 保健体育費	46,296
11 災害復旧費		3,200
	01 農林施設災害復旧費	2,200
	02 公共土木施設災害復旧費	1,000
12 公債費		945,527
	01 公債費	945,527
14 予備費		45,000

(単位 千円)

款	項	金額
	01 予備費	45,000
歳	出	8,940,000
	合	
	計	

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
箕輪町土地開発公社に対する債務保証	自 平成 2 5 年 4 月 1 日 至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日	箕輪町土地開発公社が事業資金として 金融機関より借り入れる金額

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
保育園建設事業債	千円 483,700	証書借入 又は 証券発行	3.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の 都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還 又は借り換えることができる。
町単独治山事業債	31,000	同 上	同 上	同 上
国庫補助道路整備事業債	3,300	同 上	同 上	同 上
地方道路等整備事業債	108,200	同 上	同 上	同 上
公共事業等債	16,300	同 上	同 上	同 上
消防・防災施設整備事業債	21,100	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	470,000	同 上	同 上	同 上

平成 25 年 度

箕輪町国民健康保険特別会計予算

議案第25号

平成25年度箕輪町国民健康保険特別会計予算

平成25年度箕輪町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,196,309千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,055千円と定める。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、事業勘定100,000千円、診療施設勘定40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成25年3月4日 提出

箕輪町長 平澤豊満

平成25年3月 日

箕輪町議会議長 下原甲子人

第 1 表 歳入歳出予算 (事業勘定)

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 国民健康保険税		495,084
	01 国民健康保険税	495,084
02 使用料及び手数料		250
	01 手数料	250
03 国庫支出金		418,800
	01 国庫負担金	330,306
	02 国庫補助金	88,494
04 療養給付費交付金		163,397
	01 療養給付費交付金	163,397
05 前期高齢者交付金		653,150
	01 前期高齢者交付金	653,150
06 県支出金		105,754
	01 県負担金	16,125
	02 県補助金	89,629
07 共同事業交付金		229,458
	01 共同事業交付金	229,458
08 財産収入		121
	01 財産運用収入	121
09 繰入金		128,319
	01 他会計繰入金	128,318

(単位 千円)

款	項	金額
	02 基金繰入金	1
10 繰越金		2
	01 繰越金	2
11 諸収入		1,974
	01 延滞金加算金及び過料	26
	04 雑入	1,948
歳	入	合
		計
		2,196,309

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		56,899
	01 総務管理費	52,503
	02 徴税費	1,224
	03 運営協議会費	176
	04 趣旨普及費	249
	05 特別対策事業費	2,747
02 保険給付費		1,440,021
	01 療養諸費	1,295,721
	02 高額療養費	129,600
	03 移送費	100
	04 出産育児諸費	12,600
	05 葬祭諸費	2,000
03 後期高齢者支援金等		268,109
	01 後期高齢者支援金等	268,109
04 前期高齢者納付金等		190
	01 前期高齢者納付金等	190
06 介護納付金		127,522
	01 介護納付金	127,522
07 共同事業拠出金		229,462
	01 共同事業拠出金	229,462

(単位 千円)

款	項	金額
08 保健事業費		28,038
	01 特定健康診査等事業費	17,845
	02 保健事業費	10,193
09 基金積立金		122
	01 基金積立金	122
10 公債費		50
	01 公債費	50
11 諸支出費		3,753
	01 償還金及び還付加算金	3,652
	02 延滞金	1
	05 諸支出金	100
12 予備費		42,143
	01 予備費	42,143
歳 出 合 計		2,196,309

第 1 表 歳入歳出予算 (診療施設勘定)

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 診療収入		100,138
	01 外来収入	97,613
	02 その他の診療収入	2,525
02 使用料及び手数料		432
	01 手数料	432
03 財産収入		360
	01 財産収入	360
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
06 諸収入		124
	01 雑入	124
歳入合計		101,055

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		51,521
	01 施設管理費	51,242
	02 研究研修費	279
02 医業費		44,214
	01 医業費	44,214
03 諸支出金		18
	01 償還金	18
07 公債費		4,475
	01 公債費	4,475
08 予備費		827
	01 予備費	827
歳 出 合 計		101,055

平成 25 年 度

箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号

平成25年度箕輪町後期高齢者医療特別会計予算

平成25年度箕輪町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ215,403千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月4日 提出

箕輪町長 平澤豊満

平成25年3月 日

箕輪町議会議長 下原甲子人

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		161,130
	01 後期高齢者医療保険料	161,130
02 使用料及び手数料		20
	01 手数料	20
04 繰入金		54,049
	01 一般会計繰入金	54,049
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
06 諸収入		203
	01 延滞金、加算金及び過料	2
	02 償還金及び還付加算金	200
	05 雑入	1
歳 入 合 計		215,403

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		12,434
	01 総務管理費	12,014
	02 徴収費	420
02 後期高齢者医療広域連合納付金		202,747
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	202,747
03 諸支出金		200
	01 償還金及び還付加算金	200
04 予備費		22
	01 予備費	22
歳 出 合 計		215,403

平成 25 年 度

箕輪町介護保険特別会計予算

議案第27号

平成25年度箕輪町介護保険特別会計予算

平成25年度箕輪町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,732,911千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年3月4日 提出

箕輪町長 平澤豊満

平成25年3月 日

箕輪町議会議長 下原甲子人

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
01 保険料		348,983
	01 介護保険料	348,983
02 分担金及び負担金		111
	01 負担金	111
03 使用料及び手数料		30
	02 手数料	30
04 国庫支出金		426,041
	01 国庫負担金	330,970
	02 国庫補助金	95,071
05 支払基金交付金		480,462
	01 支払基金交付金	480,462
06 県支出金		213,023
	01 県負担金	204,708
	02 財政安定化基金支払金	1
	03 県補助金	8,312
	04 委託金	2
10 繰入金		258,642
	01 一般会計繰入金	253,258
	02 基金繰入金	5,384
11 繰越金		1

(単位 千円)

款	項	金額
13 諸収入	01 繰越金	1
		5,600
	01 延滞金、加算金及び過料	1
	02 預金利子	1
16 財産収入	04 雑入	5,598
		18
	01 財産運用収入	18
歳	入	合
		計
		1,732,911

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		32,451
	01 総務管理費	18,335
	02 徴収費	795
	03 介護認定審査会費	12,994
	04 趣旨普及費	255
	05 包括支援センター運営委員会費	72
02 保険給付費		1,637,662
	01 介護サービス等諸費	1,498,518
	02 介護予防サービス等諸費	47,619
	03 その他諸費	1,625
	04 高額介護サービス等費	22,200
	05 高額医療合算介護サービス等費	2,900
	06 特定入所者介護サービス等費	64,800
05 地域支援事業費		62,627
	01 介護予防事業費	19,482
	02 包括的支援事業・任意事業費	43,145
06 基金積立金		19
	01 基金積立金	19
09 諸支出金		151
	01 償還金及び還付金	151

(単位 千円)

款	項	金額
10 予備費		1
	01 予備費	1
歳	出	1,732,911
	合	
	計	

平成 25 年 度

箕輪町水道事業会計予算

平成25年度箕輪町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度箕輪町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	9, 150 戸
(2) 年間総給水量	2, 200, 000 m ³
(3) 1日平均給水量	6, 027 m ³
(4) 主要な建設改良事業 第5次拡張工事 事業費	59, 366 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	495, 404 千円
第1項 営業収益	492, 295 千円
第2項 営業外収益	3, 109 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	495, 404 千円
第1項 営業費用	447, 726 千円
第2項 営業外費用	45, 006 千円
第3項 特別損失	1, 500 千円
第4項 予備費	1, 172 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額224, 845千円は、消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	25, 498 千円
第1項 負担金	10, 498 千円
第3項 企業債	15, 000 千円
支 出	
第1款 資本的支出	250, 343 千円
第1項 建設改良費	188, 927 千円
第2項 企業債償還金	61, 416 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
第5次拡張事業	15,000	証書借入 又は 証券発行	3.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 43,500千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成 25 年 3 月 4 日 提 出

箕 輪 町 長 平 澤 豊 満

平成 25 年 3 月 日

箕輪町議会議長 下 原 甲子人

平成 25 年 度

箕輪町下水道事業会計予算

議案第29号

平成25年度箕輪町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度箕輪町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	7,390 戸
(2) 年間総排水量	1,880,160 m ³
(3) 主要な建設改良事業	
(ア) 施設整備事業	53,869 千円
(イ) 雨水排水施設整備事業	188,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	1,157,586 千円
第1項 営業収益	330,414 千円
第2項 営業外収益	827,172 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	1,157,586 千円
第1項 営業費用	877,472 千円
第2項 営業外費用	269,050 千円
第3項 特別損失	3,064 千円
第50項 予備費	8,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額414,060千円は、当年度分消費税資本的収支調整額17,729千円及び当年度分損益勘定留保資金396,331千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	489,997 千円
第1項 企業債	201,800 千円
第4項 他会計補助金	171,697 千円
第6項 国庫補助金	101,500 千円
第9項 工事負担金	15,000 千円

支 出

第1款 資本的支出	904,057 千円
第1項 建設改良費	241,869 千円
第10項 企業債償還金	662,188 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ148,940千円及び107,069千円である。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	千円 201,800	証書借入 又は 証券発行	3.50%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 30,557千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、746,650千円である。

平成 25 年 3 月 4 日 提 出

箕 輪 町 長 平 澤 豊 満

平成 25 年 3 月 日

箕輪町議会議長 下 原 甲子人

